

平成19年第4回大仙市議会定例会会議録第4号

平成19年12月19日（水曜日）

議事日程第4号

平成19年12月19日（水曜日）午前10時32分開議

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 請願第 16 号 | 「循環型堆肥工場の建設に関することについて」の紹介議員の取消について |
| 第 2 | 議案第 183 号 | 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 3 | 議案第 184 号 | 政治倫理の確立のための大仙市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第 194 号 | 大仙市西仙北ふれあい広場等の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 5 | 議案第 195 号 | 高速自動車国道活用施設ぬく森プラザの指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 6 | 議案第 196 号 | 史跡の里交流プラザ「柵の湯」等の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第 197 号 | 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 8 | 議案第 210 号 | 大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設等の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第 211 号 | 大仙市太田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |

第 1 0	議案第 2 1 2 号	大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 1	議案第 2 1 3 号	大仙市協和家畜排泄物処理施設の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 2	議案第 2 1 4 号	大仙市西仙北地域産物加工販売施設の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 3	議案第 2 1 5 号	大仙市立太田就業改善センター等の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 4	議案第 2 1 6 号	大仙市公設小売市場の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 5	議案第 2 1 7 号	大仙市観光情報センターの指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 6	議案第 2 1 8 号	大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 7	議案第 2 1 9 号	西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 8	議案第 2 2 0 号	協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 9	議案第 2 2 1 号	大仙市大綱交流サロンの指定管理者の指定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 0	議案第 1 8 5 号	大仙市峰吉川基幹集落センター条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 1	議案第 1 8 6 号	大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 2	議案第 1 8 8 号	大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 3	議案第 1 8 9 号	大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 4 議案第 1 9 0 号 大仙市刈和野地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 1 9 1 号 大仙市特別養護老人ホーム設置条例等の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 議案第 1 9 8 号 上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 1 9 9 号 太田北部墓園の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 2 0 0 号 太田東部墓園の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 2 0 1 号 荒川福社会館の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 2 0 2 号 玉川荘の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 2 0 3 号 水沢老人憩の家の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 2 0 4 号 小種老人憩の家の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 議案第 2 0 5 号 中淀川老人憩の家の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 2 0 6 号 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 2 0 7 号 沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 議案第 2 0 8 号 木内児童館等の指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 2 0 9 号 高畑へき地保育所及び川目へき地保育所の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

第 3 8	議案第 2 2 4 号	大仙市立太田農村環境改善センター等の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 9	議案第 2 2 5 号	大仙市峰吉川基幹集落センターの指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 0	議案第 2 2 6 号	刈和野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 1	議案第 2 2 7 号	大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 2	議案第 2 2 8 号	大仙市協和多目的交流施設等の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 3	議案第 2 2 9 号	大仙市民プール等の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 4	議案第 2 3 0 号	大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 5	議案第 2 3 1 号	大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 6	議案第 2 3 2 号	大仙市南外民俗資料交流館の指定管理者の指定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 7	議案第 1 8 7 号	大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 8	議案第 1 9 2 号	大仙市土地開発公社定款の一部変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 9	議案第 1 9 3 号	市道の路線の認定及び廃止について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 0	議案第 2 2 2 号	太田東部地区公園等の指定管理者の指定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 1	議案第 2 2 3 号	ねむのき駐車場等の指定管理者の指定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 2	議案第 2 3 3 号	平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 5 3 議案第 2 3 4 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 4 議案第 2 3 5 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 7 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 2 4 2 号 平成 1 9 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算 (第 2 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 6 議案第 2 3 6 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 7 議案第 2 3 7 号 平成 1 9 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 8 議案第 2 3 8 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 9 議案第 2 3 9 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 0 議案第 2 4 0 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 1 議案第 2 4 1 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 2 請願第 8 号 行き詰まった W T O に代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 3 請願第 9 号 日本農業に甚大な被害を与える日豪 F T A 交渉の中止と F T A、E P A 促進路線の転換を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 4 請願第 1 4 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 6 5 請願第 1 5 号 生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることを求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 6 陳情第 6 5 号 消費税の引き上げに反対することについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 7 陳情第 6 6 号 法務局の増員に関することについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 8 陳情第 6 8 号 取り調べの可視化の実現を求めることについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 9 陳情第 4 9 号 日豪 E P A ・ F T A 交渉に対することについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 0 陳情第 5 4 号 県に「子育て新税」を導入しないよう求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 1 陳情第 6 3 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を政府・厚生労働省に求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 2 陳情第 6 4 号 後期高齢者医療制度の改善を広域連合に求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 3 陳情第 6 7 号 四ツ屋小学校に学童保育所（放課後児童クラブ）開設を求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 4 陳情第 6 9 号 メディカルコントロール体制の充実を求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 5 陳情第 7 0 号 民法第 7 7 2 条の嫡出推定に関する運用の見直しを求めることについて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 6 陳情第 6 2 号 内小友宮林一丁内のガードレール更新について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 7 意見書案第 4 0 号 日豪 F T A ・ E P A 交渉に対すること及び F T A ・ E P A 促進路線の転換を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)

- 第 7 8 意見書案第 4 1 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第 7 9 意見書案第 4 2 号 生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第 8 0 意見書案第 4 3 号 日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第 8 1 意見書案第 4 4 号 「子育て新税」を導入しないよう求める意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第 8 2 意見書案第 4 5 号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第 8 3 議案第 2 4 3 号 市長の専決処分事項の指定について (質疑・討論・表決)
- 第 8 4 議案第 2 4 4 号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 5 議案第 2 4 5 号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 6 議案第 2 4 6 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 7 議案第 2 4 7 号 大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 8 議案第 2 4 8 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 9 議案第 2 4 9 号 平成 1 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入額の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 9 0 議案第 2 5 0 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 1 議案第 2 5 1 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 2 議案第 2 5 2 号 平成 1 9 年度老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 3 議案第 2 5 3 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 8 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 4 議案第 2 5 4 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 5 議案第 2 5 5 号 平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 6 議案第 2 5 6 号 平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 7 議案第 2 5 7 号 平成 1 9 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 8 議案第 2 5 8 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 9 議案第 2 5 9 号 平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 0 0 議案第 2 6 0 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第 2 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 1 議案第 2 6 1 号 平成 1 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補
正予算（第 1 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 2 議案第 2 6 2 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 3 議案第 2 6 3 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特
別会計補正予算（第 1 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 4 議案第 2 6 4 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特
別会計補正予算（第 1 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 5 議案第 2 6 5 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予
算（第 2 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 6 議案第 2 6 6 号 平成 1 9 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 7 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査
- 第 1 0 8 議案第 2 6 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 0 9 議案第 2 6 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて（説明・質疑・討論・表決）

出席議員（29人）

1 番 大 坂 義 徳	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 佐々木 昌 志	8 番 高 橋 敏 英	9 番

10番 千葉 健	11番 渡邊 秀俊	12番 金谷 道男
13番 斉藤 博幸	14番 佐々木 洋一	15番 大野 忠夫
16番 武田 隆	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 橋本 五郎	20番 大山 利吉	21番 門脇 一男
22番 本間 輝男	23番 藤田 君雄	24番 高橋 幸晴
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 鎌田 正
28番 北村 稔	29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	副市長 久米 正雄
教育長 三浦 憲一	代表監査委員 田牧 貞夫
総務部長 老松 博行	企画部長 佐々木 正広
市民生活部長 元吉 峯夫	健康福祉部長 深谷 久和
農林商工部長 藤原 薫	建設部長 柴田 勝三
病院事務長 富岡 暁雄	水道局長 田口 良邦
教育次長 相馬 義雄	教育次長 今井 聰
総務課長 進藤 雅彦	

議会事務局職員出席者

局長 田口 誠一	参事 高橋 薫
副主幹 伊藤 雅裕	副主幹 加藤 博勝
主任 菅原 直久	

午前10時32分 開 議

○議長（大坂義徳君） これより本日の会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 本日の会議は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第１、請願第１６号の紹介議員の取消の件を議題といたします。

１２月１４日、佐藤隆盛君、杉沢千恵子君、金谷道男君、武田隆君、橋村誠君、以上の５名から請願第１６号の紹介を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり紹介取消を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認め、紹介取消を許可することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 日程第２、議案第１８３号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長２９番竹原弘治君。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る１２月１４日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１８３号「大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの議案内容説明に対し、質疑において、ポスターの枚数規定についての質問があり、当局からは、公職選挙法の中で枚数が規定されているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第１８３号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３、議案第１８４号から日程第１９、議案第２２１号までの１７件を一括して議題といたします。

本１７件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。
はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

今次定例会、本会議第３日目に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１４日委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１８４号「政治倫理の確立のための大仙市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、本案は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、件名は省略いたします。

次に、議案第１９４号、議案第１９５号、議案第１９６号及び議案第１９７号の４議案につきましては一括議題とし、当局からの議案説明に対し、質疑において「指定管理者の経営状況及び指定管理者との協定書の内容について配付できないか」との質問があり、当局より「要請があれば配付させていただく」との答弁がありました。ほかにも各施設の指定管理料等について質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本４議案は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１０号、議案第２１１号、議案第２１２号、議案第２１３号及び議案第２１４号の５議案につきましては一括議題とし、当局からの議案説明に対し、質疑において、指定管理施設の管理料についての質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本５議案は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１５号、議案第２１６号、議案第２１７号、議案第２１８号、議案第２１９号、議案第２２０号及び議案第２２１号の７議案につきましては一括議題とし、当局からの議案説明に対し、質疑において「指定管理をやることによって経費圧縮等利

にかなっているか」との質問があり、当局より「国の制度改正があり、市としてはできるだけ民間に移行していく考え方で指定管理者制度に取り組んでいる。かかる経費については管理料として支払いし、運営をお願いすることになる。ただ、経費節減については民間のノウハウによって経費の節減をお願いしていくものと思う」との答弁がありました。

また、委員より「指定管理者制度は経費の節減だけでない部分もあると思われる。公で作った施設がいかに効率よく利用されているかという部分が指定管理者制度にする利点でもあると思われる。そのため、利用状況、利用者の声等を十分チェックする必要があると思われるので、ぜひ各担当で実施してほしい」との要望がありました。

討論はなく、採決の結果、本7議案は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第184号から議案第221号までの17件を一括して採決いたします。本17件に対する委員長報告は原案可決であります。本17件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本17件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第20、議案第185号から日程第46、議案第232号までの27件を一括して議題といたします。

本27件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。
はい、11番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君） 【登壇】 報告します。

今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る

13日及び14日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第185号「大仙市峰吉川基幹集落センター条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第186号「大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第188号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第191号「大仙市特別養護老人ホーム設置条例等の一部を改正する条例の制定について」及び議案第198号「上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の7議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本7案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第199号「太田北部墓園の指定管理者の指定について」及び議案第200号「太田東部墓園の指定管理者の指定について」の2議案につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において墓園の管理体制についての質問があり、当局からは「墓地区画の取り扱いについては永代使用料は市の収入となるが、その他の管理については北部・東部それぞれの墓地使用者組合で行うことになる」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第201号「荒川福祉会館の指定管理者の指定について」から議案第207号「沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について」までの7議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本7案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

続きまして、議案第208号「木内児童館等の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「実際の利用状況を把握した上での指定なのか。地域の利用実態に合わせた管理運営体制にしていく必要があるのではないか」との質問があり、当局からは「実態としては町内会館的に使用されている施設も多いが、『市民と協働のまちづくり』実現のためには、これからは地元町内会や自治会等への払い下げ、あるいは指定管理することで地域のものは地域で自主管理していただく方向に移行していく必要があると考えており、その点も含めて現在、公共施設の見直しを図っているところである」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、

出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第209号「高畑へき地保育所及び川目へき地保育所の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第224号「大仙市立太田農村環境改善センター等の指定管理者の指定について」から議案第227号「大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について」までの4議案につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「施設の指定管理の期間にばらつきがあるのはなぜか」との質問があり、当局からは「指定管理者制度導入についての市の指針では、『指定管理の期間は概ね3年とし、施設ごとに定める』としている。第三セクター等に指定する場合は2年程度に、また、地域の自治会等に指定する場合は、地域住民が利用しやすいように事前に代表者等と協議し、了承を得た上で3年から5年という期間にしている」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本4案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第228号「大仙市協和多目的交流施設等の指定管理者の指定について」から議案第232号「大仙市南外民俗資料交流館の指定管理者の指定について」までの5議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本5案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第185号から議案第232号までの27件について一括採決いたします。本27件に対する委員長報告は原案可決であります。本27件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本27件は、原案のとおり可決さ

れました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４７、議案第１８７号から日程第５３、議案第２３４号までの７件を一括して議題といたします。

本７件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１５番大野忠夫君。はい、１５番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る１２月１３日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１８７号「大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第１９２号「大仙市土地開発公社定款の一部変更について」の２件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１９３号「市道の路線の認定及び廃止について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２２２号「太田東部地区公園等の指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、「現在管理を行っている会社の指定管理料の積算をそのまま計上していないか。また、その取り扱いを本庁ではどのようにしているのか」との質疑がありました。これに対し当局からは「これまで過去３年間の実績を踏まえて、その実績にあわせて指定管理料としている。本庁としても今後とも調査・検討を重ねていきたい」と答弁がありました。これに対し委員からは「指定管理者制度は費用対効果で市役所が直接管理するよりも民間に任せた方が安いということが大前提でなければならない。今後の予算にも絡んでくることなので、担当部の本庁と支所の連絡を密にして詳しく調査いただきたい」と意見がありました。

その他の質問もありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２２３号「ねむのき駐車場等の指定管理者の指定について」につつまし

ては、当局からの内容説明に対し「ねむのき駐車場の指定管理者の選定において、非公募とした理由は何か」との質問がありました。これに対し当局からは「財団法人大仙市開発公社は経営方針、事業計画、維持管理計画、そして信頼性において他の業者より優れていたこと。また、現在、同駐車場の最上階において修理を必要とする部分があることから指定管理者を非公募型とした」と説明がありました。

また、委員からは「指定管理料については費用対効果を検討する面からも金額を明記した書類を提出いただきたい」との意見もありました。

その他の質問もありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第233号「平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第234号「平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」の2件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第187号、議案第192号、議案第222号、議案第223号、議案第233号及び議案第234号の6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第193号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第５４、議案第２３５号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長２９番竹原弘治君。
はい、２９番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３５号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第７号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、質疑において「庁舎管理費に関連して総合支所の空き部屋等の市民への開放に向けての取り組みや管理費について合併して節減効果が出ているか」との質問があり、当局からは「庁舎の空きスペース等について市の事務室として活用する方法がないか、市民に開放する方法がないか、公共的な団体で庁舎内に入りたいという要望があるのか、また、自治法が改正になったことから民間にも貸し付けができるようになったので、十分検討し利活用を図ってまいりたい。また、空き部屋が増えたことから燃料費については随分節約しているが、施設が古くなった庁舎については維持管理費がかかる状況になっているところもある」との答弁がありました。

そのほか「各総合支所の燃料費について十分か」との質問があり、各支所長から燃料費の見込み等について説明がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３５号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第７号）」につきまして、

当委員会に審査付託となりました所管の歳入歳出予算について、当局から議案説明の後、質疑において「災害復旧費補助金について農家個々で復旧できない災害はなかったのか」との質問があり、当局より「国の補助事業に該当になるものについては補助事業でやっている。それ以外については上限４０万円の半額補助の事業があるが、それを超えた農家の方は自力で資金を出せないということで、この補助を断念した経緯があるが、現段階では市で要綱等もなく、それ以上の助成をすることは考えていない。今後の検討課題である」との答弁がありました。

ほかに災害復旧工事の内容について、また、家畜特別導入事業基金等についての質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 １１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３５号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第７号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、資源ごみの引き取り契約の時期についての質問があり、当局からは「年度初めに取り扱いをしている各業者から売却の際の単価を出していただき、高い業者と契約している」との答弁がありました。

また、各種大会派遣費の交付基準についての質問に対しては、「学校の部活動関係については全県大会は対象経費の３分の１以内、東北大会及び全国大会は２分の１以内としている。また、スポーツ少年団関係については、東北大会は対象経費の３分の２、全国大会は４分の３という基準になっている」との答弁がありました。

その他、燃料費の補正についてやほ場整備の際に見つかった四ツ屋地域の半在家遺跡の出土品の内容についてなど２、３の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 15 番大野忠夫君。はい、15 番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第 235 号「平成 19 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、「地方道路整備臨時交付金の国庫補助金 1,045 万円を減額補正しているが、他の事業に回すようなことはできなかったのか。また、平成 20 年度の計画を前倒ししてまでやるという意気込みがなかったのか」との質疑がありました。これに対し当局からは「意気込みはあったが国・県との協議においては事業採択になっている 1 路線毎に照合確認がされ、前倒しの事業までは着手が困難である」と答弁がありました。これに対して委員からは「形どおりではなく用地買収が安くできたならば、翌年度の前倒し事業をやるような意気込みでなければ工事の完成は見えない。来年度の予算要求では、満額いただいたならば満額かけるような意気込みで取り組んでいただきたい」との意見が出されました。

その他の質問もありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第 235 号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第５５、議案第２４２号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長２９番竹原弘治君。はい、２９番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２４２号「平成１９年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２４２号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第５６、議案第２３６号及び日程第５７、議案第２３７号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３６号「平成１９年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」及び議案第２３７号「平成１９年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」

号)」の２議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２３６号及び議案第２３７号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第５８、議案第２３８号から日程第６１、議案第２４１号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１５番大野忠夫君。はい、１５番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第２３８号「平成１９年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、河川改修のため移転の対象となっている墓地についての見通しについての質疑がありました。これに対し当局からは「国土交通省で交渉中であるが、登記が取られていないなどの問題もあり、見通しが立たない状況である」と答弁がありました。

そのほかに質疑・討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第２３９号「平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）」、議案第２４０号「平成１９年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）」及び議案第２４１号「平成１９年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正

予算（第２号）」の３件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第２３８号から議案第２４１号までの４件を一括して採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第６２、請願第８号から日程第６５、請願第１５号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君） 【登壇】 ご報告いたします。

継続審査となっておりました請願第８号「行き詰まったＷＴＯに代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求めることについて」は、委員より「ＷＴＯの見直しはこの段階ではできないのではないか。世界経済の中で日本も生きていかなければならず、ましてＷＴＯ等は日本の農業が生きるためには、これから逃れることはできないのではないか」等の意見が示されましたが、採決の結果、賛成者はなく、本請願は出席委員の一致をもって、不採択とするべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました請願第９号「日本農業に甚大な打撃を与える日豪ＦＴＡ交渉の中止とＦＴＡ、ＥＰＡ促進路線の転換を求めることについて」、請願第１４号「アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算

措置の継続を求めることについて」及び請願第15号「生産者米価、農産物価格の保障を農政の柱にすることを求めることについて」の3件の請願につきましては、請願者の願意を妥当とし、国会関係行政省に意見書を提出することとし、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第9号、請願第14号及び請願第15号の3件について、一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第8号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議がありますので、この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立1名）

○議長（大坂義徳君） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第66、陳情第65号から日程第68、陳情第68号

までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長２９番竹原弘治君。はい、２９番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 本会議第４日目に当委員会に付託されました陳情３件について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、陳情第６５号「消費税の引き上げに反対することについて」は、審査において、「市民の生活において税負担が重く感じている。また、企業優遇税制などをまず変えるべきで、採択に賛成する」との意見もありましたが、「消費税については将来的には社会保障費の財源として議論されていることから、継続審査として状況を見守るべき」との意見があり、採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は継続審査と決した次第であります。

次に、陳情第６６号「法務局の増員に関することについて」は、審査において、「法務局では業務量が増え、また、臨時職員の増加で対応しているという現場からの声を尊重して採択すべきとの意見」、一方、「経費削減や業務改善、電算システムも発達していることから、人を増やさなくても業務を遂行することは可能で、採択に反対」との意見がありました。採決の結果、本件を採択とすることに賛成の委員は少数であり、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第６８号「取り調べの可視化の実現を求めることについて」は、審査において、「日本弁護士連合会でも取り調べの可視化を求めていることから、採択に賛成する」という意見がありましたが、「裁判員制度が進められている中で現状の内容が十分にわかっていないこと、また、情報不足であることから継続審査として検討すべき」との意見があり、採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は継続審査と決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第65号及び陳情第68号の2件について一括してお諮りいたします。本2件については、ただいま委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中…。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） はい、23番。

○23番（藤田君雄君） 議事進行にお願いがございます。この後まだあるんですけど、陳情なされた方がこの議場内にいるのに採決するということがいかなものかと思えますけれども、この後の取り扱い、今後どうするか、ひとつご検討をお願いします。

○議長（大坂義徳君） 暫時休憩します。

午前11時24分 休 憩

.....

午前11時26分 再 開

○議長（大坂義徳君） それでは、会議を再開いたします。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第66号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議がありますので、この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立1名）

○議長（大坂義徳君） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第69、陳情第49号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長 30 番児玉裕一君。はい、30 番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

継続審査となっておりました陳情第 49 号「日豪 E P A ・ F T A 交渉に対することについて」は、陳情者の願意を妥当とし、国会及び関係行政省への意見書を提出することとし、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより陳情第 49 号について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 70、陳情第 54 号から日程第 75、陳情第 70 号までの 6 件を一括して議題といたします。

本 6 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。はい、11 番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

先の第 3 回定例会で継続審査としておりました陳情 1 件及び今期定例会、当委員会に審査付託となりました陳情 5 件について、当局に参考意見等を求め慎重に審査いたしました結果、継続審査としておりました陳情第 54 号「県に『子育て新税』を導入しないよう求めることについて」につきましては、その願意を妥当とし、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第63号「後期高齢者医療制度の中止・撤回を政府・厚生労働省に求めることについて」及び陳情第64号「後期高齢者医療制度の改善を広域連合に求めることについて」、この2件につきましては、「この件に関しては一般質問の際に大仙市の見解も出ており、趣旨は理解できる部分もあるが、採択までは至らない」との意見があり、採決の結果、賛成者はなく、願意不適當とし、出席委員の一致をもって、不採択とすべきものと決しました。

また、陳情第67号「四ツ屋小学校に学童保育所（放課後児童クラブ）開設を求めることについて」及び陳情第69号「メディカルコントロール体制の充実を求めることについて」の2件につきましては、その願意を妥当とし、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決しました。

また、陳情第70号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求めることについて」につきましては、調査・検討を要するとし、閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第54号、陳情第67号及び陳情第69号の3件について一括採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第63号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 異議がありますので、この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立 1 名）

○議長（大坂義徳君） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第 70 号についてお諮りいたします。本件については、ただいま委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 34 分 休 憩

.....

午前 11 時 38 分 再 開

○議長（大坂義徳君） 会議を再開いたします。

ただいま議事進行上、不手際がございまして、お詫びを申し上げます。

改めて陳情第 64 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議がありますので、この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立 1 名）

○議長（大坂義徳君） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 76、陳情第 62 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 15 番大野忠夫君。はい、15 番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第 62 号「内小友宮林一丁内のガードレール更新について」につきましては、当局から参考意見を求め慎重に審査した結果、現地を調査・検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。本件については、ただいま委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 77、意見書案第 40 号から日程第 82、意見書案第 45 号までの 6 件を一括して議題といたします。

意見書案第 40 号から意見書案第 43 号までの 4 件は企画産業常任委員長児玉裕一君から、意見書案第 44 号及び意見書案第 45 号の 2 件は教育民生常任委員長渡邊秀俊君からそれぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第 40 号から意見案第 45 号までの 6 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本 6 件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本 6 件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第40号から意見書案第45号までの6件を一括して採決いたします。本6件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第40号から意見書案第45号までの6件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長(大坂義徳君) 日程第83、議案第243号を議題といたします。

お諮りいたします。提案理由につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって議案第243号については、説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第243号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより議案第243号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 44 分 休 憩

.....

午前 11 時 45 分 再 開

○議長（大坂義徳君） 会議を再開いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 84、議案第 244 号から日程第 105、議案第 265 号までの 22 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

はじめに、お手元の議案書の方をご覧いただきたいと思います。1 ページから 10 ページまでとなります。

議案第 244 号及び議案第 245 号の 2 件につきましては、それぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本 2 件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

法改正の内容につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、これまでの育児休業に加え、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度が新たに導入されたほか、部分休業に係る子の対象年齢も従来の 3 歳未満から小学校就学の始期に達するまでに改めたことを主要内容とするものであります。

これに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきましては、育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事させるための任期付短時間勤務職員の勤務時間、週休日、勤務時間の割り振り、時間外勤務及び年次有給休暇について定めるものであり、職員の育児休業等に関する条例におきましては、法により条例

で定めることとされている再度の育児休業を取得できる特別な事情などについて定めるものであります。

平成20年1月1日から施行するものであります。

次に、11ページから25ページまでとなります。

議案第246号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、一般職の給与改定を行うものでありますが、給料月額につきましては、初任給を中心に若年層に限定して改定を行うもので、号級に応じ200円から2,500円の引き上げを行うこととしており、中高年層につきましては据え置くものであります。

また、扶養手当につきましては、子等に係る支給月額を500円引き上げ6,500円とするもので、勤勉手当につきましては、年間の支給割合を0.05カ月引き上げ1.5カ月とするほか、所要の規定の整備を行うものであります。

施行日は公布の日としておりますが、給料月額及び扶養手当の改定は平成19年4月1日から適用し、勤勉手当の改定は平成19年12月1日から適用するものであります。

次に、26ページ・27ページになります。

議案第247号、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴い、議会議員並びに市長、副市長、教育長、常勤監査委員、幸寿園管理者及び八乙女荘管理者の12月期の期末手当の支給割合を0.05カ月引き上げ1.8カ月とするもので、公布の日から施行し、平成19年12月1日から適用するものであります。

次に、28ページから32ページまでとなります。

議案第248号から議案第252号までの5件につきましては、それぞれ関連がありますので一括してご説明させていただきます。

本5件につきましては、特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業、介護老人福祉施設介護サービス事業、介護老人保健施設介護サービス事業及び老人デイサービス事業の特別会計について、既に議会の議決をいただいております平成19年度一般会計からの事業資金繰入額の上限に変更が生じたので、地方財政法第6条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

各特別会計の変更額についてであります、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の増額に伴い、特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては繰入額の上限を484万1千円引き上げ「2億5,777万2千円以内」に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては8万9千円引き上げ「1,456万6千円以内」に、介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計につきましては1,412万3千円引き上げ「1億4,651万3千円以内」に、介護老人保健施設介護サービス事業につきましては999万9千円引き上げ「1億3,090万9千円以内」に、老人デイサービス事業特別会計につきましては172万4千円引き上げ「8,312万7千円以内」とするものであります。

次に、補正予算書の方をご覧いただきたいと存じます。「12月補正（追加分）」と記載してある補正予算書をご覧いただきたいと思います。

はじめに、1ページであります。

議案第253号、平成19年度大仙市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費、地域バス交通活性化事業に係る国庫補助事業の採択に伴う地方再生モデルプロジェクト事業費の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,013万6千円追加し、補正後の予算総額を449億9,683万3千円とするものであります。

補正予算の概要につきまして、事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

歳入10款地方交付税は、普通交付税として6,602万5千円の補正であります。

14款国庫支出金は、地域再生モデルプロジェクト事業費に係る公共交通移動円滑化設備整備費補助金として411万1千円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出1款議会費は133万3千円の補正であります。

内容といたしまして、議員報酬、期末手当及び共済費につきましては74万円の補正、職員人件費は59万3千円の補正であります。

10ページになります。

2款総務費は3,949万5千円の減額補正であります。

内容として、特別職人件費は合計で1,041万9千円の減額補正、職員人件費は総務管理費から監査委員費までの各項の合計で3,730万1千円の減額補正、地方再生モデルプロジェクト事業費は国庫補助事業の採択に伴い822万5千円の補正であります。

3款民生費は1,989万5千円の補正であります。

内容として、職員人件費は合計で136万円の減額補正、また、各特別会計に係る職員人件費の補正に伴い、国民健康保険事業特別会計繰出金は459万1千円の減額補正、介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計繰出金は1,412万3千円の補正、介護老人保健施設介護サービス事業特別会計繰出金は999万9千円の補正、老人デイサービス事業特別会計繰出金は172万4千円の補正であります。

12ページになります。

4款衛生費は2,739万4千円の補正であります。

内容として、職員人件費は合計で2,651万4千円の補正であります。また、各特別会計に係る職員人件費の補正に伴い、老人保健特別会計繰出金は524万9千円の補正、歯科診療所勘定特別会計繰出金は92万3千円の補正、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金は8万9千円の補正、簡易水道事業特別会計繰出金は538万1千円の減額補正であります。

5款労働費は、労働諸費の職員人件費として35万円の補正であります。

14ページになります。

6款農林水産業費は1億32万8千円の補正であります。

内容として、職員人件費は合計で8,657万円の補正、農業集落排水事業特別会計繰出金は特別会計の職員人件費の補正に伴い1,375万8千円の補正であります。

7款商工費は、職員人件費として1,003万5千円の減額補正であります。

16ページになります。

8款土木費は1,377万3千円の補正であります。

内容として、職員人件費は合計で928万2千円の補正、また、各特別会計に係る職員人件費の補正に伴い、土地区画整理事業特別会計繰出金は29万7千円の補正、公共下水道事業特別会計繰出金は64万7千円の減額補正、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金は484万1千円の補正であります。

９款消防費は職員人件費として８８９万円の補正であります。

１８ページになります。

１０款教育費は５，２２９万７千円の減額補正であります。

内容といたしましては、職員人件費は合計で２，５１９万３千円の減額補正、学校給食事業特別会計繰出金は職員人件費の補正に伴い２，７１０万４千円の減額補正であります。

次に、２３ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第２５４号、平成１９年度大仙市国民健康事業特別会計補正予算（第３号）は、事業勘定、診療所勘定及び歯科診療所勘定の補正をお願いするものであります。

事業勘定は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ４５９万１千円を減額し、補正後の予算総額を９８億６，６３９万３千円、診療所勘定は歳入歳出予算の総額にそれぞれ２１４万３千円を追加し、補正後の予算総額を１億６，０４７万３千円、歯科診療所勘定は歳入歳出予算の総額にそれぞれ９２万３千円を追加し、補正後の予算総額を６，１１９万９千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

次に、５５ページをご覧いただきたいと思います。

議案第２５５号、平成１９年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ５２４万９千円を追加し、補正後の予算総額を９５億３，２５８万８千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

次に、６５ページをご覧いただきたいと思います。

議案第２５６号、平成１９年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２９万７千円を追加し、補正後の予算総額を２６億１，４７２万１千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

次に、７５ページをご覧いただきたいと思います。

議案第２５７号、平成１９年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ２，７１０万４千円を減額し、補後正の予算総額を９億８，２３０万３千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

次に、８５ページになります。

議案第２５８号、平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ５３８万１千円を減額し、補正後の予算総額を２６億２２５万７千円とするものであります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。
次に、９５ページになります。

議案第２５９号、平成１９年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ６４万７千円を減額し、補正後の予算総額を２１億２１９万９千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。
次に、１０５ページになります。

議案第２６０号、平成１９年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ４８４万１千円を追加し、補正後の予算総額を７億１，２９４万６千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。
次に、１１５ページになります。

議案第２６１号、平成１９年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ９万４千円を追加し、補正後の予算総額を５，４９３万３千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。
次に、１２５ページをご覧くださいと思います。

議案第２６２号、平成１９年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１，３７５万８千円を追加し、補正後の予算総額を２８億７２万４千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。
次に、１３５ページになります。

議案第２６３号、平成１９年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１，４１７万９千円を追加し、補正後の予算総額を１１億１，０９０万１千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

次に、１４５ページになります。

議案第２６４号、平成１９年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ９９９万９千円を追加し、補正後の予算総額を８億４，２１６万３千円とするものであります。

内容としましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

１５５ページになります。

議案第２６５号、平成１９年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１７２万４千円を追加し、補正後の予算総額を２億３，４６３万８千円とするものであります。

内容につきましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

以上、各議案につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第２４４号から議案第２４７号までの４件は総務常任委員会に、議案第２５０号から議案第２５２号、議案第２５４号、議案第２５５号、議案第２５７号及び議案第２６３号から議案第２６５号までの９件は教育民生常任委員会に、議案第２４８号、議案第２４９号、議案第２５６号及び議案第２５８号から議案第２６２号までの８件は建設水道常任委員会に、議案第２５３号は所管する各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

昼食の時間になりましたけれども、もう１件だけ提案させていただきまして、委員会審査の付託の関係ありますのでお願いしたいと思います。

続けさせていただきます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第１０６、議案第２６６号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） 【登壇】 それでは、補正予算書１６５ページをお願いいたします。

議案第２６６号、平成１９年度大仙市上水道事業会計補正予算（第２号）について、

ご説明申し上げます。

今回の補正は、定期人事異動での職員の配置及び給与改定に伴い、職員給与費に過不足が生じ、増額補正をお願いするものであります。

補正の内容といたしましては、大仙市上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の第1款上水道事業費用第1項営業費用を883万6千円増額し、7億2,589万2千円とするものであります。また、予算第4条に定めた経費の職員給与費を854万6千円増額し、1億8,977万1千円とするものであります。

以上、大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第266号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後12時05分 休 憩

.....
午後 2時50分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 日程第84、議案第244号から日程第87、議案第247号までの4件を一括して再び議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、29番。

○総務常任委員長（竹原弘治君） 【登壇】 休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件について、休憩中に関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第244号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、質疑において「育児短時間勤務制度を利用することで給料に影響はないか。任期付職員の活用ができるのか」などの質問があり、当局からは「給与に影響はない。現制度の育児休業保証として

は共済組合から１００分の４０％が支払われる。また、育児休業終了６カ月後には２０％が加算される。任期付職員の採用については、現段階では臨時職員やパート職員で対応する方向である」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２４５号「大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、質疑において「育児休業をすることで昇給等に影響はないか」との質問がありましたが、当局からは「影響はない」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２４６号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、質疑において「期末手当ではなく勤勉手当を上乗せしたのはなぜか」との質問があり、当局からは「人事院勧告に沿ったものである」との答弁がありました。また、「給料について組合との交渉等はどうなっているのか」との質問があり、「今年は７回交渉を行っており、今回の改正については組合の理解を得たものであり、給料面について今後も交渉を続けていきたい」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２４７号「大仙市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第２４４号から議案第２４７号までの４件を一括してを採決いたします。
本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第９０、議案第２５０号から日程第９２、議案第２５２号までの３件を一括して再び議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 休憩前の本会議において当常任委員会に審査付託となりました事件につき委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第２５０号「平成１９年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について」から議案第２５２号「平成１９年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について」までの３議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第２５０号から議案第２５２号までの３件を一括して採決いたします。

本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第８８、議案第２４８号及び日程第８９、議案第２４９号の２件を一括して再び議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１５番大野忠夫君。はい、１５番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき委員会を開催いたしましたので、その経過及び結果についてご報告します。

議案第２４８号「平成１９年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第２４９号「平成１９年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入額の変更について」の２件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第２４８号及び議案第２４９号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第９３、議案第２５３号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長２９番竹原弘治君。
はい、２９番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５３号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第８号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、質疑において普通交付税についての質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第２５３号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第８号）」のうち、当委員会の所管する補正予算につきまして、当局からの補正内容説明に対し、質疑において「交通活性化事業はこれから計画を組むのか」との質問に対して、当局より「地域公共交通事業につきましては平成２０年度から本格実施することで進められておりますが、今般その準備事業がモデル事業に採択されたので、国のその制度を活用するものである」との答弁がありました。

また、「大仙市の業者が乗り合いの事業に参画する場合はどうなるのか」との質問に対し、当局より「規制緩和ですので乗り合いの事業者の許可を得た事業者については、参入したいとなれば入札等の行為をとりながら進めていく」との答弁がありました。

ほかに委員より「今後かなり路線バスが廃止されていくことになるが、それで一番影響を受けるのは交通弱者で、しかも少数派になっていく。そのときどのくらいまで手当するのは予算の関係もあるけれども考えていかなければならないと思う」との意見がありました。

ほかに２、３の質疑等もありましたが、いずれも当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５３号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第８号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長１５番大野忠夫君。はい、１５番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５３号「平成１９年度大仙市一般会計補正予算（第８号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第２５３号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第９４、議案第２５４号、日程第９５、議案第２５５号、日程第９７、議案第２５７号及び日程第１０３、議案第２６３号から日程第１０５、議案第２６５号までの６件を一括して再び議題といたします。

本６件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５４号「平成１９年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」及び議案第２５５号「平成１９年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第２号）」の２議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２５７号「平成１９年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「給食センターの調理員の身分は大曲と南外の給食センターが統合されたことによってどのように変わったか。また、大曲学校給食センターで組織されていた職員組合は現在どうなっているのか」との質問に対し、当局からは「大曲及び南外の給食センター統合に伴い、両施設の職員は大仙市学校給食協会の職員として勤務していただいている。また、職員組合については現在も組織されている」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２６３号「平成１９年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）」から議案第２６５号「平成１９年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第２号）」までの３議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第２５４号、議案第２５５号、議案第２５７号及び議案第２６３号から議案第２６５号までの６件を一括して採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本６件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第９６、議案第２５６号及び日程第９８、議案第２５８号から日程第１０２、議案第２６２号までの６件を一括して再び議題といたします。

本６件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１５番大野忠夫君。はい、１５番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第２５６号「平成１９年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、「臨時職員は何人おり、今

回の人事委員会勧告と同様の取り扱いをするのか」との質問がありました。これに対し当局からは「臨時職員は１名、嘱託で建築士を２名雇用しているが、今回の人事委員会勧告の対象にはなっていない」との答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２５８号「平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」、議案第２５９号「平成１９年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」、議案第２６０号「平成１９年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」、議案第２６１号「平成１９年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）」及び議案第２６２号「平成１９年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」の５件につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本５件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第２５６号及び議案第２５８号から議案第２６２号までの６件を一括して採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本６件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第１０６、議案第２６６号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１５番大野忠夫君。はい、

15番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第266号「平成19年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第266号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第107、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元に配付のとおり会議規則第97条、同103条の規定により、継続審査及び所管事務調査について申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事項の調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第108、議案第267号及び日程第109、議案第268号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第２６７号及び議案第２６８号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本２件は、当市人権擁護委員２５名のうち、鈴木祐子氏及び杉山美紀子氏の任期が来る平成２０年３月３１日をもって満了いたしますが、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、両氏を再推薦するため人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第２６７号及び議案第２６８号の２件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第２６７号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第２６８号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

た。

○議長（大坂義徳君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成１９年第４回大仙市議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして一言御礼申し上げたいと思います。

皆様方、本当に大変長時間にわたりましてご審議賜りましてありがとうございました。
おかげさまで今定例会、無事終了することができました。

顧みますとこの一年も大変に多難の一年だったと、こう思っております。各議員の皆様方はじめ当局の皆様には、大変この一年ご苦勞様でございました。

迎える来年は、皆様方にとりまして最良の年でありますことを御祈念申し上げ、大仙市の発展を祈念申し上げまして私からの御礼のご挨拶にかえたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 ３時 ２１分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

